

ジュネーブ州、ヴォー州在住の在留邦人の皆様へ

「ジュネーブ州・ヴォー州在留邦人緊急連絡網」への新規ご参加について

2014年10月
在ジュネーブ領事事務所
(在留邦人緊急連絡網事務局)

1. 「ジュネーブ州在留邦人緊急連絡網」について

在ジュネーブ領事事務所は、緊急事態発生時における効率的で迅速な連絡を行うための連絡体制構築の一環として、ジュネーブ州在住の在留邦人のご理解・ご協力を得て、2011年7月、「ジュネーブ州・ヴォー州在留邦人緊急連絡網」を立ち上げました。

スイスのように通信事業が一般的に良好な国であっても、自然災害、大規模事故、テロ事件等により、広域ないし一部地域において、一時的に通常の通信インフラが使用不可能になる可能性は否定できません。「ジュネーブ州・ヴォー州在留邦人緊急連絡網」は、このような事態発生時に、在ジュネーブ領事事務所による一斉メール送信等による緊急連絡・安否確認を補完する連絡手段としての利用が想定されています。

現在、「ジュネーブ州・ヴォー州在留邦人緊急連絡網」には、ジュネーブ州とヴォー州の在住邦人約100世帯、ジュネーブ州、ヴォー州の日系団体・事業所約40団体が参加しております。

2. 「ジュネーブ州・ヴォー州在留邦人緊急連絡網」への参加ご案内

(1) 参加要件

- ①ジュネーブ州・ヴォー州在住の在留邦人で、在ジュネーブ領事事務所に在留届を提出の方。
- ②日本語で、固定／携帯電話による情報伝言リレーの電話連絡を行っていただける方。
(緊急の電話連絡は、休日・夜間・早朝もありえます。)
- ③配布される連絡網図等をしっかり管理し、緊急連絡の目的以外で連絡網を利用しないと確約頂ける方。

※なお、「ジュネーブ州・ヴォー州日系事業所緊急連絡網」に参加している日系団体・事業者に所属している方、並びに、お子様がジュネーブ日本語補習校に在籍している方につきましては、既に緊急連絡網でカバーされているため、新規参加登録は不要です。

(2) 新規参加のお申し込み

別紙の申し込み用紙を、FAXまたは郵便で事務局に送付頂くか、申し込み用紙上の必要事項を電子メールで consulate@br.mofa.go.jp まで送付してください。

【郵送先】CONSULAT DU JAPON
82, rue de Lausanne
1202 GENEVE

【FAX 番号】022-716-9901
【メールアドレス】consulate@br.mofa.go.jp

在留邦人緊急連絡網の利用ガイドライン

1. 新規登録と連絡網の作成・配布

- (1) 在ジュネーブ領事事務所は、参加登録者全体の人数、住所に応じ、いくつかのサブグループに分けて連絡網を作成する。各サブグループには幹事1名と副幹事1名以上を置く。(別添:連絡網のイメージ図)
- (2) 構成員には、所属するサブグループの連絡網図(構成員氏名、固定・携帯電話番号)を、幹事より配布する。また、「在留邦人連絡網」の全体組織図を事務局にて作成し幹事・副幹事に配布する。
- (3) 不測の事態に備え、在ジュネーブ領事事務所は、年に1~2回を目処に、緊急連絡網を使った伝言リレーの練習を行うことがある。
- (4) 構成員は、移転や帰国の場合や電話番号に変更がある場合は、必ず事務局に連絡することとし、事務局は必要に応じ連絡網を更新し、サブグループ関係者に伝達する。

2. 連絡網の運用

- (1) 在ジュネーブ領事事務所(事務局)は、緊急連絡網を使った緊急連絡や安否確認が必要と判断する場合には、伝達するメッセージを作成し、各幹事に伝言リレーを依頼する。
- (2) 幹事は、直下の構成員に、電話の上、メッセージの内容を伝達する。
- (3) 何らかの事情で、直下の構成員に連絡がつかない場合は、その次の構成員に電話し、メッセージを伝達する。
- (4) 幹事・副幹事から連絡を受けた各班の最初の構成員は、伝言メッセージを同じ班の構成員全員に伝える。また、その結果を、連絡を受けた幹事又は副幹事に報告する。
- (5) 副幹事は、各班の伝言伝達状況に関する報告を幹事に伝える。幹事は、その結果を事務局に伝える。

(例1) A1は、A2、A3、A4に電話し、その結果を副幹事に報告する。(「A2、A3に伝言を伝えたが、A4は不在だった。」など)

(例2) A1が不在の場合、副幹事はA2に連絡し、A2が残りのA班班員(即ちA3、A4)に連絡の上、その結果を副幹事に報告する。(「A3に伝言を伝えたが、A4は不在だった。」など)

個人用

在ジュネーブ領事事務所 内

安全対策連絡協議会事務局 行

今般、「安全対策連絡協議会」の「在留邦人連絡網」への参加を希望します。
参加に際し、配布される連絡網図・連絡リスト等をしっかり管理し、緊急連絡の目的
以外で連絡網を利用しないことを確約します。

◎氏名= _____

◎住所= _____

◎情報伝達用連絡先=

■固定電話： _____

■携帯電話： _____

■FAX： _____

■電子メール： _____

◎世帯内邦人数= _____ 名

◎サブグループの幹事または副幹事の引き受け= 可 不可

(いずれかにチェック)

年 月 日

署名 _____

団体・事業所用

在ジュネーブ領事事務所 内

安全対策連絡協議会事務局 行

今般、「安全対策連絡協議会」の「在留邦人連絡網」への参加を希望します。
参加に際し、配布される連絡網図・連絡リスト等をしっかり管理し、緊急連絡の目的
以外で連絡網を利用しないことを確約します。

◎事業所名= _____

□業種=

□住所=

□所属邦人(家族を含む)人数= _____ 名

□窓口担当者名=

◎情報伝達用連絡先=

■固定電話： _____

■携帯電話： _____

■FAX： _____

■電子メール： _____

年 月 日

担当者署名 _____

